

相談支援専門員に係る研修について

令和5年6月22日（木） 宮城県保健福祉部障害福祉課

○宮城県障害者相談支援従事者研修事業実施要綱（第1）

「この要綱は、様々な生活ニーズを有する障害者の地域生活を支援する人材を養成するため、障害者相談支援従事者研修事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、各市町村が行う地域生活支援事業の円滑な実施に寄与し、もって障害者相談支援体制の一層の発展に資することを目的とする。」

相談支援専門員になるための要件

以下の①、②の両方を満たすことで、相談支援専門員として配置可能

①実務経験を満たすこと

②相談支援従事者初任者研修の修了

※初任者研修修了後、現任研修を受講して資格を更新する必要あり

研修の種類

研修課程	目的・内容	受講対象者
初任者研修 (7日間)	相談支援専門員の資格取得	相談支援業務に従事する予定がある者
現任研修 (4日間)	相談支援専門員の資格更新 (5年ごと)	次のいずれかを満たす者 1 受講開始日前の5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。 2 現任研修を修了し、現に相談支援業務に従事している。(受講が2回目以降の場合) ※ 令和2年3月31日までに資格を取得していた方が令和2年4月1日以降に受講する初回の現任研修ではいずれも不要
専門コース別研修 (1日間又は2日間)	相談支援専門員の資質向上	現に相談支援業務に従事している者
主任研修 (5日間)	主任相談支援専門員の資格取得	現任研修を修了し、3年以上の相談支援の実務経験がある者 (市町村推薦, 事前課題による審査あり)

初任者研修について

【対象者】

相談支援事業に従事しようとする者（※R5募集メ切）

【研修日程】

日 程	内 容	備 考
6月28日（水）～ 7月12日（水）	講義	e-ラーニングによる視聴
7月15日（土）～ 7月16日（日）	演習①	宮城県庁 2階 講堂
7月17日（月）～ 9月8日（金）	<u>地域実習①</u>	各地域の基幹相談支援センター等で実施
9月9日（土）	演習②	宮城県庁 2階 講堂
9月10日（日）～10月27日（金）	<u>地域実習②</u>	各地域の基幹相談支援センター等で実施
10月28日（土）～10月29日（日）	演習③	宮城県庁 2階 講堂

現任研修について

【対象者】

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。

(注) 旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者である。

【参考】受講時期（令和5年度に初任者研修を修了した場合）

年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
研修	初	現任（1回目） ※期間内に1度受講（必ず5年おきに受講する必要はなし）					現任（2回目）				

現任研修について

【募集時期】

令和5年8月1日～令和5年9月1日（予定）

【研修日程】

日程	内容	備考
10月16日（月）～10月30日（月）	講義	e-ラーニングによる視聴
11月1日（水）～11月17日（金）	<u>地域実習①</u>	各地域の基幹相談支援センター等で実施
11月19日（日）	演習①	宮城県庁 2階 講堂
11月20日（月）～1月12日（金）	<u>地域実習②</u>	受講者各自で取り組む（※必要に応じて実習①の協力事業所に相談）
1月13日（土）～1月14日（日）	演習②	宮城県庁 2階 講堂

主任研修について

【対象者】

障害者等への相談支援業務に関し十分な知識と経験を有する相談支援専門員

【具体的な要件】

地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を果たすことができる者を養成する観点から、現任研修の修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等（指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所）又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、通算して3年（36ヶ月）以上である者（地域相談支援事業所等の管理者として兼務した期間も算定できるものとする。）であり、当該者に対しサービス等利用計画等の提出を求めることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資する相談支援が実践できていると認められる者のうち、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

- ① 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
- ② 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
- ③ その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者であること。

主任研修について

【募集時期】

令和5年9月中旬ごろ～（予定）

※申込には、市町村の推薦が必要

※事前課題（サービス等利用計画）を課し、各圏域の申込状況、受講申込書への記載内容、課題を踏まえて選考